日本基督教団　関東教区

関東教区通信

No.158　2020年3月1日

発行者　日本基督教団関東教区
総会議長　福　島　純　雄
事務所　〒330-0844　さいたま市大宮区下町3－39
電　話　048－647－0862
ファックス　048－647－0978
郵便振替　00140－3－67727
Eメール　kantou@air.ocn.ne.jp
URL　http://uccjkanto.holy.jp/index.htm

神のことば

ヘブライ人への手紙　4章12～16節

諸川伝道所牧師　井上　理（おさむ）

私達は神のことばを信じることによってイエス・キリストのゆえに、恵みの御座に進み行くことができます。神のことばを甘く見てはいけません。生きた神のことばは力があり、鋭く、刺し通し、心の色々な考えやはかりごとを判別し、隠れおおせるものは何一つなく、裸であり、さらけ出されているのです。怖いようですが、創造主であり、さばき主である神は、神のことばを通して隠れているものまで全てを明らかにされる方です。しかし、イエス・キリストはとりなす方で、大祭司であられ、その恵みとあわれみによって、信じる者を恵みの御座の前に大胆に出られるようにしてくださいます。

私達は、生きて働く神のみことばの力を信じるべきです。神はことばによってこの世を創造され、ことばによってこの世をさばかれます。このことばは、隠れているもの全てのことをあらわにし、さばきます。

私達は、神が自分の言葉や行いや思いが終わりの時にさばかれることを忘れずにいなければなりません。神のことばはその人の思いを探り、全ての人をさばきます。そのみことばによる判別とさばきの前から隠れたり、逃れることのできる者はいません。神の御前には全てが明らかであり、全てのことがさらけ出されるのです。

しかし、あわれみ深いイエス・キリストは、偉大な大祭司で、神の子で、全てを治められる方です。イエスは、とりなす大祭司として、弱い者に同情されます。私達はイエス・キリストへの信仰の告白を堅く保つことによって、安息と希望を得ることができます。

この世のむなしいものに希望を置いてはなりません。私達の中にあるどんなものも、世界中のどんなものも、私達にまことの安息をもたらしてくれるものはありません。怖いようですが、神のさばきの下にいる人間には、それを免れることなしには、安息も希望もないのです。しかし、神のことばは私達を救いに導いて下さいます。イエス・キリストを信じる信仰だけが、私達に力と希望をもたらしてくれます。この信仰の告白を堅く保つために、神のことばにとどまるべきです。

私達は恵みの御座に大胆に出て行く事が出来ます。イエス・キリストは、人の弱さを同じように経験されたので、あわれみを注いでくださいます。時にかなった助けと恵みを必ず与えてくださるのです。私達は主のうちにあるので、この恵みを味わうことが出来ます。私達は、罪人が決して近づくことのできない御座へと、イエスの大祭司としてのわざによって大胆に進み行くことができます。主はいつも、助けを求める者の声に答えて、適切な恵みを与えてくださるのです。私達はいつも主に期待することができます。

時として救われた罪人である私達は、信仰がなかなか成長せずに、霊的なマンネリに陥ることがあります。福音の恵みを知識だけで知っていて、神に感謝せず、喜びもなく、自由を見失って、自分の行為を信じて律法主義的になってしまうこともあります。罪の意識に取り囲まれる霊的うつのような状態になり、神との深い交わりを経験することができないことが起こったりすることもあります。しかし、恵み深く、完全な義を与えられた主が、全宇宙を治められる豊かな神との関係を持たせてくださいます。この交わりを通して、私達はいのちを得、成長するだけでなく、豊かな恵みと配慮を経験するのです。

本来私達はさばかれる者でありました、しかしイエス・キリストの十字架と復活によって救われました。又、時にかなった助けを祈り求めるたびに答えてくださいます。神のことばを信じ、主に期待し、主の力によって歩み続けましょう。

祝　按　手

飯能教会牧師　木村　光寿（こうじゅ）

主に導かれ、また飯能教会の信徒の祈りに支えられて、正教師に合格し、按手礼が授けられましたことを心より感謝申し上げます。私が按手礼を授けられ一番嬉しく思ったことは、聖礼典を執行することが許可されたことです。牧師として立てられた私は、教会において説教と聖礼典を正しく保ち、信徒が福音に忠実にあるように教え導きたいと願っております。また、一人でも多くの方々に主の喜ばしき福音を告げ知らせることが神様から託された使命でありますので、その責任を負う者として歩んで参りたいと思います。

浦和別所教会牧師　澤田石秀晴

この度、主の恵みにより按手礼を受けることが出来ました。この按手礼を受けたことは、大きな喜びですが、一方、とても厳粛な思いに導かれています。この按手礼は、聖霊の注ぎ、神の賜物の授与を示す歴史を持った儀式であり、この恵みを受けて、正教師としての新たな役割が与えられることだからです。これからは、厳粛な思いと責任の重さを感じながら、教会員の方々と共に、新しく伝道に踏み出したいと思っております。さらに、教区の皆様との交わりを深め、この地域への伝道に力を注いでゆきたいと思っています。皆様の祈りに覚えて頂ければ幸いです。

深谷西島教会牧師　塚本　　望

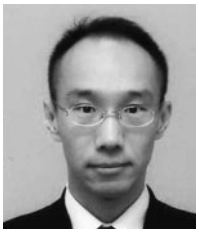

深谷西島教会において担任教師として教会奉仕と自己研鑽の日々を送らせて頂いている間にも、招聘があれば、いつでも主任担任教師として赴任する心備えをして参りました。その意味において、教会形成に欠かすことのできない聖礼典の執行を許される正教師資格は大きな恵みであります。

まだ具体的な教会から招聘のお話は頂いておりませんが、次世代に福音を宣べ伝えていくために、信仰の継承と教会員の弟子訓練に力を注ぎ、あとに続く方々が按手礼を受けられる時に、共に按手の手を置くことが出来る恵みはこの上ない喜びであると感じております。

日野原記念上尾栄光教会牧師　長橋　和彦

按手式は重いものであった。今、増々その意味と責任を感じている。関東教区総会議長よりお勧めがあった。「恵みの賜物を軽んじてはならない」（テモテへの手紙一４章）。伝道、牧会のために、励ましとも、厳しい教えであった。「そこから離れるな」その中にどっぷりとまで諭され、前に押し出された。この日、恵みの賜物を、先生方に手を置かれ祈られて与った。受けた緊張が、日々続いている。その恵みの賜物を、主のため、主の教会のために献げたい。唯成し遂げて下さる主に祈るばかりである。先輩の方々のご指導、同労者方々の励ましに感謝致し、宣教へと進んでまいりたい。

勝田教会牧師　綿引久美子

この度、按手礼を受け、正教師となりました。試験は、提出試験も、筆記試験でも思いがけないアクシデントがあり、神様に助けなしに試験を受けることすらできない状況でした。今、仕えさせていただいている勝田教会の方々の祈りと助けに支えられて、正教師になることができました。すべてを備えてくださった神様に心より感謝しています。私は、神様を愛し、教会を愛し、人を愛し、置かれたところで、僕として仕える者として、生涯を献げていきたいと思っています。これから、心新たに歩んでいきますので、祈りに覚えていただき、ご指導のほどよろしくお願いします。

祝献堂　上三川教会

上三川（かみのかわ）教会牧師　野口　佳男

前任の繪鳩彰牧師在任中の2011年３月11日、上三川教会は震度５強を経験し、礼拝堂や付属保育園（上三川幼児園）園舎各室に亀裂が入り、2階建鉄筋モルタルの園舎は使用不能となった。

宗教法人格の保育園では園舎建替えの資金繰りが困難なため、2013年2月の役員会に園長から保育園の社会福祉法人化の提案があり、同年9月12月の役員会で継続審議となった。2014年4月牧師交代。更に2014年10月から2019年4月末までに役員会で42回の協議を重ねた。当初の説明では礼拝堂を教会がそのまま所有し、それ以外の建物（園舎部分）を社会福祉法人が譲り受けて公的補助金で建て替えるという提案だったが二転三転し、最終的には隣接地に新会堂を建設するので旧会堂を含む古い建物全ての譲渡を迫られた。そのため急遽、会堂建築の積立献金をスタートし、建築設計・施行会社の選定、設計プランを検討開始した。

しかし牧師として一番心配したのは教会員のモチベーションである。降って湧いたかのような会堂建設という一大事業だったので、みんな全く心の準備が出来ていなかった。どんな教会堂が良いか？　牧師館はどうするか？　デザインは？　レイアウトは？　設備は？　照明は？　音響は？　意見を求めても当初は殆ど無言だった。

だから拙速な結論を避け、教会員全員から意見が出るようになるまで待った。じっくり時間を掛けて何日も話し合った。教会堂建設について、更には新会堂で繰り広げる伝道活動について、神の御心を祈り求め、教会員一人一人がゆっくりと思い巡らす時間を用意した。

すると、新会堂建設予定地として隣接地が献げられた。多額の指定献金が会堂建築資金として積み立てられた。設計図やレイアウト、外装などについて様々な意見が重ねられて本当に良いものになった。そして遂に2018年11月18日新会堂の定礎式、2019年３月18日に竣工、同年７月７日には献堂式（出席：17教会56名、上三川教会8名、合計64名）を献げて祝福を頂き、感謝した。

保育園は当初の予定通り2019年3月に社会福祉法人を設立したが、同時期に完成予定だった新園舎は工期遅延のため現在工事中で、今年8月以降に完成する見込み。園舎完成まで、上三川教会は新会堂1階部分を保育園に保育室として平日だけ貸し出している。

新会堂建設の外部献金として100万円を予定していたが、なんと103教会30個人から149万円もお献げ頂きました。主に感謝！教会員一同、皆様に心より御礼申し上げます。

そして是非お祈り頂きたいのは、会堂建設資金の借入金630万円の返済についてです。今年3月から（毎年167,159円×40回払いが）開始されます。返済が滞ることなく、むしろ繰り上げ返済できるようにお祈り下さい。

隠退教師の近況報告

今年度も、隠退教師・パートナー84名の方へ、現金1万円と手作りのクリスマスカードのプレゼントをお送り致しました。昨年から1歳年齢が増えただけと思えますが、施設に入居・入所された方、入院中、病気療養中、退院直後の方などが多く、健康でおられるという方が少なくなってしまいました。ご高齢になってからの1年の大変さを強く感じさせられています。近況報告から一部をご紹介いたします。（原文のまま）

今年度、初めてプレゼントを
お受け取りになられた方々より

- 2月28日に夫ベーケンを天に送りまして、夢中で9カ月過ごしました。12月に転んで動けなくなってから、本人は辛い時でしたので、想い出してなかなか立ち直れません。クリスマスプレゼント覚えて感謝です。日本の教会の為の奉仕、働き、キリストを知る方が増えますように祈りつつ。（ベーケン　鵜崎 恵）
- 本日はアドベントを迎えようとする前日に、関東教区より思いがけないプレゼントお送り下さり、うれしく心より感謝致しました。私共二人、元気にこちらの生活にも慣れて過ごしています。愛義は11/24信愛荘での聖日礼拝説教を始めてさせていただきました。久しぶりの説教準備に感謝をもってご用にあたり、司式は妻節子がさせていただきました。カードに寄せ書きをくださったみなさまによろしくお伝え下さい。（篠原 愛義）
- 祝クリスマスカードと共に感謝のお心をご恵贈下さいまして誠にありがとうございました。有意義なクリスマスと平和な新年となりますよう祈ります。（髙見 信子）
- 現在は、神の愛キリスト伝道所の礼拝と祈祷会に出席しています。毎朝晩、二人で聖書を読み祈っています。稲敷はたんぼが40キロ、大小の川々、緑の多いのんびりした所。今は車がなく、バスと歩き。朝夕、犬の散歩1日4キロ。100坪の畑に野菜類が豊かにとれて健康感謝。皆々様のお働きを覚えて祈っています。ありがとうございました。（大森 清一）
- 10月初め頃から今に至るまで病院生活をして居ります。12月末（クリスマス頃？）には退院できる予定です。（故鈴木一義師パートナー　鈴木 孜孔）
- 関東教区からのクリスマスプレゼントをいただき、あ！なんて細やかな所にまで配慮の心の毛細血管が伸びている教区と、あらためて知らされました。ありがとうございました。私共は、今（日曜日）朝9時30分家を出て、日野の大自然の恵みを数えつつ、また、日によっては美しい富士山を見ながら教会へ行きます。（高幡教会・岡村恒牧師）礼拝でみ言葉に充たされ、家路につきます。教会があるという事は、なんとありがたい事かと思います。

　隠退したのですから隠れなければ。「ココニカクレテイマス」「ココダケハ　サガサナイデクダサイ」って、自己主張をしないようにしたいと思っています。（野村 忠規）

健康が守られますようにお祈り下さい。

・角田和子様　・小鮒　實師
・勇　淑子様　・早川満寿子様
・真壁勝一師　・俊野文雄師
・小倉奎信師　・加藤玄明師
・風間直次郎師　・相良佳子様
・山添和加氏　・柿本俊子師

その他、返信の無い方々もおられました。
どうかお元気でいらっしゃいますように！

追　悼・金子　健教師

桐生東部牧師　三浦　　啓

2019年11月22日午後7時17分頃に金子健先生の娘さんから「父の呼吸が浅くなっています」との連絡がありました。5月18日に交通事故に遭い、金子先生はずっと入院生活を余儀なくさせられていました。度々お見舞いに訪れ、ちょうどその週の月曜日にもお見舞いに伺ったばかりでした。その電話の5分後に再度、電話をいただき、「今、父が天に召されました」とのご連絡を受けました。

金子健先生は、高校で英語科の教師として勤められましたが、2000年3月31日に定年退職され、東京神学大学入学されました。2003年3月に東京神学大学大学院を卒業され、日本基督教団高知中央教会（2003年5月～2004年9月）、日本基督教団安来教会（2006年9月～2009年5月）を歴任され、2009年5月からは日本基督教団桐生東部教会で担任教師として歩まれました。

私は2014年4月に桐生東部教会に赴任しましたが、桐生東部教会で金子先生に出会いました。金子先生は長く桐生東部教会で教会員として、担任教師として歩まれておられましたので、いろいろな事を知っており、私もたくさん支えていただきました。また晩年は、前頭側頭型認知症になり、自分の意思や思いとは別に行動してしまったり、発言することもあり、ご本人も悩まれ、苦しまれたことと思います。特に、お連れ合いの美知子さんを亡くされたことで金子先生が大きな痛みと寂しさを抱えておられた様子を見てきました。今は痛みや寂しさから解放され、愛する美知子さんと天上で再会し、平安の時を過ごされていることを祈ります。

着任してひとこと

東松山教会牧師　崔（チェ）　長壽（ジャンス）

2012年4月、日本宣教師として、大韓イエス教長老会（ＰＣＫ）から派遣されまして、最初の1年間は、仙台を中心に3・11東日本大震災の被災地で活動し、2013年4月から6年間、秋田県の秋南教会で協力宣教師として仕えました。そして、去年10月1日に東松山教会に赴任致しました。宣教師派遣初期から、心にとめている御言葉は、使徒言行録1章8節の「あなたがたの上に聖霊が降ると、あなたがたは力を受ける。…地の果てに至るまで、わたしの証人となる」です。先生方々と共に、関東教区においても主の証人となることを喜んでいます。よろしくお願いいたします。

教師部研修会報告

教師部委員長　澁谷　弘祐（毛呂教会牧師）

2019年10月21日から22日にかけて栃木県青年会館コンセーレにおいて持ちました。参加者は30教会39名でした。開会礼拝は栃木地区の大下正人牧師（西那須野教会・益子教会）より、「壁を壊す」という主題でエフェソ4章17節から24節から御言葉が語られました。私たちとキリストとの間また教会との間で壁ができていたとすればキリストによって新たにされる必要があるとのメッセージを頂きました。その後、講師の関野和寛牧師（日本福音ルーテル東京教会）より「ステファンミニストリー、真の教会を求めて」と題して講演を頂きました。特に印象に残ったのは関野師による自身の牧会に対する振り返りと、その苦悩を乗り越える過程で、牧会の本質に迫ろうと取り組んでこられた結果がステファンミニストリーとの出会いであったという言葉でした。この働きの特徴は①必ずしも牧師がリーダーではない（スーパーバイザーは必要であるが牧師のみがリーダーではない）

②牧会を信徒に任せる③牧会を担うことで信徒が育つ④その影響を通して一人一人が牧会者となる、等があります。一方でこの働きが牧師や特定の信徒の奉仕に依存しないように、開始には教会全体の決断と決められたトレーニングを修了する等の制約もあります。講演と分団討議をふまえた質疑応答では他の牧会に役立つ手段との違いを問う意見や、参加者による自身を省みた感想等があり、最後は即興バンドも披露され和やかに終了しました。早天礼拝、閉会礼拝の奉仕を担って下さった教師、即興バンドを披露された教師、また栃木地区の教師会にはとりわけ感謝いたします。

教会役員研修会報告

財務部委員長　佐野　明子（塩谷一粒教会牧師）

2018年度は開催を見送りました「会計・書記役員研修会」でしたが、今年度名称を「教会役員研修会」として2019年11月16日（土）午前10時30分～15時。大宮教会にて開催しました。参加教会27教会、参加人数38名でした。

名称変更に至った経緯は、「会計・書記役員」とありますと、「その役目を担っていない役員の方々が参加しにくいを」というご意見が受けたのがまずあり、できるだけ多くの役員の方々に参加していただきたい、様々な地域の教会の方々との交わりの中で、共に歩む喜びを知る機会となれば、と期待して、名称変更しての開催の運びとなりました。今回のテーマは「教師交代時のアレコレ～積立金の準備から諸手続きまで～」午前中は3名の方々の発題（新潟信濃町教会・上尾合同教会の役員の方々、諸川伝道所牧師）でした。

教師交代への動きは、実際経験してみないと分からない困難に満ちたものという感じでした。教会としては、教師から辞任の申し出があって、招聘への準備へと移ります。招聘する教師がほぼ決まっていても、様々な理由で招聘できなくなる事態も珍しくない事を知りました。また、教師の辞任・着任には、かなりな出費のあること。教会としては、それを考慮して様々に積立てなどで準備していても、予想外の出費があること。それは、教会の規模に関わらずあることを知りました。また、手続きについても教師が行うのか、教会担当者が行うのか、中々把握が難しい。ということも発表されていました。

ですが、それぞれがこの困難を乗り越える方法を祈り見つけ出し、新任教師の招聘へと、手続きを進められたことを話されていました。そこには、思いもよらない困難もあったけれども、それを上回る恵みを主から頂いたことを実感した、とも話されていました。

教師としては、辞任後赴任先が決定していないと、全ては自費での移動となります。

赴任先が決まっていないこともあれば、精神的にも生活にもかなり負担になります。

片方では、招聘したくてもかなわず無牧が続く。片方では赴任先を探すが中々与えられない。これは、教団・教区・地区が各教会と密に連絡を取り合い、教師招聘への道をスムーズに進めて行くことを心掛

けなければならないことです。また、着任早々に「こんなはずじゃなかった」という思いを、教師も教会も抱くことがあるとのこと。そこを解消していくことも大切なことです。そのために教区は、各教会との意思疎通をはかることが、とても大切です。教師と教会とお互い主にあって良い関係を築いていきたい、と、誰もが思っているはずです。

午後は、昼食をはさんで分団に分かれ、他教会との交わりの時を持ちました。教会の中の細かな課題について、それぞれ和やかな中にも有意義な交わりの時となりました。

午後は、教区書記の小池正造牧師による「教師交代の諸手続きについて」の講義がありました。講義は教師の辞任～就任、代務者就任への流れ、その中での書類の書き方などについて話されました。今回の研修会では、今まさに教師招聘の準備をしている教会、今無牧で「これから」を考えている教会の方々が多く参加してくださいました。具体的な経験を聞いて、これからへの参考にもなり、恵みの時であったと、感想をいただきました。次回「教会役員研修会」は、2021年11月開催の予定です。研修内容の希望などありましたら、財務部までお知らせいただければと思います。最後に、参加してくださった皆さまに、発題にご協力いただきました教会・教師の皆さまに深く感謝いたします。

第69総会期第３回常置委員会報告

教区書記　小池　正造

11月12日に大宮教会を会場に常置委員会が開催されました。

・教団より、2020年度教区負担金額、伝道資金負担金額、伝道資金配分額の決定通知が届きました。伝道資金配分額は、350万円の申請に対して、25万5千円が減額され、324万5千円となりました。
・台風被害にあった東北教区にお見舞金をお送りいたしました。
・宣教部は、高校生沖縄研修として、2020年2月から3月の日程で、高校生数名を派遣することといたしました。なお、今年の教区中高生青年キャンプ（ＫＫＳキャンプ）は、中止となります。
・財務部は、教区財政の削減の方向で見直し行っています。
・宣教研究委員会は、常置委員会より受けた「今日の時代社会における伝道・宣教のあり方を提言―特に伝道所の開設・運営にあたって」という課題について、検討を開始しました。今季廃止をした伝道所について研究を始めることになりました。
・秋季按手礼執行に関して、受按希望者の綿引久美子師、澤田石秀晴師、長橋和彦師、木村光寿師、塚本望師について、面接を行い授按することを可決しました。併せて、11月30日（土）に大宮教会を会場に行うことを決めました。
・春季教師検定試験受験志願者の面接を行いました。正教師試験受験志願者金子智師、補教師試験受験志願者大島庄吾氏、井田一郎氏、中村献氏、濱田美恵子氏、山本美保子氏、野澤幸宏氏、竹内真理氏の面接を行い、受験志願者として推薦することを決めました。
・部落解放推進委員会会計に関して、全国会議実施にあたり、実行委員会の経費が当初の見込みよりも多くかかり、不足が生じた。これについて、特設特別委員会費でまかなうことを決めました。
・益子教会支援委員会について、教区より、議長と宣教部委員長が陪席することを決めました。
・負担金割賦方式案について、改定案が示されました。①案分の割合を調整しました。②新しく設立される伝道所に対する対処を決めました。③作業開始日を設けました。④一教会の負担金上限を定めました。そのほかの検討課題については、財務部で引き続き検討していきます。
・台風19号の被害について、各地区からの報告を受けました。また、いただいた献金について使途を確認し、教区内被災信徒宅へのお見舞いを決めました。

(1)　教師異動
　国際愛伝道所　辞 許　昌範（主・正）
　東松山教会　　辞 野村忠規（主・正）
　　就 崔 長 壽（主・宣）
　愛泉教会　　辞 深井智朗（兼主・正）
　　就 深井智朗（主・正）
(2)　23条申請
　菖蒲教会（境内地取得）
　浦和別所教会（新築に伴う担保物件）
(3)　宗教法人規則変更
　栃尾教会（役員定数、所在地変更）
(4)　教会規則
　上尾合同教会
　（目的・事業、組織、役員定数ほか）

教区事務所だより

主事　金刺　裕美

今年度も残り1ヶ月弱となり、年度末の時期、超多忙な毎日をお過ごしの方が多くおられることと思います。教会役員の交替がなされることもあると思いますが、しっかり引継ぎをし、安心して新年度がスタートできますように願っています。

◎書類一式を、3月はじめにお届け致します。

年度報告書、教区総会関係、社保・教団年金関係等多くの書類を送付いたします。受け取り後、必ず「送付書類・受領・提出確認表」で書類の過不足を確認してください。その後に、書類作成担当者へお渡しください。書類はそれぞれ提出期限が決められています。ご確認の上提出期限を厳守してください。

◎各種申請書・年度報告書のフォームがあります

教区HPにフォームがありますので、ご活用ください。年度報告書は作成後、必ずA3版用紙に印刷して2部ずつご提出ください。

◎「自動払込希望科目確認書」提出　17日〆切

現在、自動払込ご利用の有無に関わらず、新年度も希望される教会・伝道所は、締切日を厳守し必ず確認書をご提出ください。締切日を過ぎますと、自動払込ができませんのでご了承ください。

◎2020年度教団年金掛金互助申請書の締切

新年度、互助を希望される教会・教師は、地区決裁を受けた後、教区事務所に5月末までの必着でご送付ください。6月第1回常置委員会で審議し決定されます。その後の受付はありません。

◎送金手数料軽減へのご協力をお願い致します

消費増税の関係で、ゆうちょ銀行の手数料も変更されています。できるだけ安価（55円）な自動払込にする、5万円未満までの額はまとめて送金し回数を減らす等をご検討いただき、送金料の軽減にご協力いただけましたら感謝です。

・払込用紙利用の手数料　※（　）はATM利用
　5万円未満　窓口　203円（152円）
　5万円以上　窓口　417円（366円）

◎年度末の送金は、お早めに。

ご承知のように、4月1日より新年度扱いになります。3月最終週の送金は、次年度扱いになる場合もありますので、ご注意下さい。

社会保険事務だより

保険事務　金刺　裕美

新型コロナウイルスの感染予防や花粉症対策のために、町中マスク姿の人がいっぱいです。基本的なうがい・手洗い、そして快食・快眠が健康を守ってくれているようです。一人一人が気を付けて行くように頑張りましょう。

◎2020年度、社保事務費月額600円に変更。

ここ数年、事務費削減のためにいろいろと検討・実施してきましたが、増税には追い付かず、新年度より100円を増額させていただき、月額600円になります。どうぞご了承ください。

◎3月分の自動払込日は、3月25日（月）です。

再引落しはありません。期日前までに不足の無いように入金をしてください。

◎異動時は、5日以内に保険者証の返却を！

被保険者の異動は被扶養者の分も一緒に。被扶養者の異動は当人分だけ。異動発生日を記して、速やかに返送してください。

◎新規加入を希望される方について

4月は、加入手続き後、保険証が手元に届くまでに2、3週間かかります。急ぎ使用希望される方は、新規加入に必要な書類等をお知らせいたしますので、早めに教区事務所までお問合わせ下さい。

◎協会けんぽ　報酬額報告書の提出について

等級決定（保険料算定）のための届出書です。教会総会において確定された金額を記入の上、記入漏れや押印等を確認の上ご提出下さい。

◎4月～6月分保険料は、3月分と変わりません。

新年度、加入者全員が、4～6月分の保険料は変更無し。保険料に変更がある場合は、必ず教区事務所から連絡をいたします。変更通知が無い場合は、従前の額を送金してください。

◎被保険者生活習慣病予防健診の受診について

1人年1回の受診。埼玉県健康保険事業財団から補助があります。受診希望の方は検診機関で予約後、月日・健診機関名を事務所へご連絡ください。

健診機関では補助後の金額を請求されます。健診料は、受診者本人の支払となります。

◎「特定健診受診券」は、ご自宅に届きます。

被扶養者（配偶者）の特定健康診査受診券・パンフレットは、ご自宅に送付されます。

編 / 集 / 後 / 記

先日、教団年鑑のデータを調べると、日曜日礼拝に毎週来る人の数が、関東教区では、4,229人、教団全体では49,834人でした。大きな数字でイメージがつかめないかも知れませんが、東京国際フォーラムのホールAは、3,600席。東京ドームは55,000人の収容数だそうです。このことから、どちらも一箇所に集まることができる少ない人数とみるか、共に神さまを信じて集まる信徒として、思い描くことができるのか。教区通信を通して、つながる人々が、毎日曜日共に礼拝を献げていることを心に思い描きながら、礼拝を守りたいと思います。

（森田泰司）

日本基督教団　関東教区部落解放推進委員会

部落解放だより

No. 59　　2020 年 3 月 1 日

関東教区部落解放推進委員会
発行人代表　　栗原　清
埼玉県さいたま市大宮区下町 3－39
日本基督教団関東教区事務所内
連 絡 先　TEL 048-647-0862
郵便振替　00140-3-67727
加 入 者　日本基督教団関東教区

第 14 回日本キリスト教団
部落解放全国会議 in 関東教区「SAYAMA の解放～さらなる広がりへ」

2019 年 10 月 29 日～31 日の日程で表記集会をとりくんだ。150 人が参加し、部落差別をはじめ、教会が向かいあうべき課題について討議された。みなさまのご協力にあらためて感謝します。

全体会の冒頭にあいさつする石川一雄・早智子さん

第 14 回日本基督教団部落解放全国会議in関東教区が 10 月 29 日（火）～31 日（木）に大宮教会を主会場に行われた。テーマは「SAYAMA からの解放～さらなる広がりへ～」。全 17 教区より 150 名の出席であった。狭山事件から 56 年。石川一雄さんは 80 歳をすぎた今も無罪を訴えている。部落差別が背景にあるこの事件は、様々な新証拠の開示と科学的な鑑定によって、その無罪はますます明らかとなっている。

石川さんご夫妻を迎えてのこの会議は、まずそのことを学び、再審無罪の時が一日も早く訪れることを祈り、闘う時となった。また部落解放運動の歴史とその表舞台でのマイノリティの講演で、国際人権基準の視点を持って様々な人権問題に取り組んでいくことを学んだ。

2 日目は部落差別問題と共に様々な人権問題を学び分かち合った。そして 4 つのテーマごとに分団協議し、全体会で分かち合った。一つ一つ人権問題は広がりを持ちつつ、つながっていること。キリスト者は信仰の視点を持ちつつ、国際的な人権基準に立って連帯していくこと。その中で教会、教団、部落解放センターの必要性を共有し、さらなる広がりのために連帯していくことを祈り合った。

会議全体は賛美にあふれ、台風と豪雨被害について祈る時となった。3 日目は銀座教会ホールでの派遣礼拝・狭山事件の再審を求めるキリスト者集会。最後は日比谷野外音楽堂での狭山市民集会に参加し、石川さんの再審無罪を祈りつつデモ行進をした。感謝の三日間であった。

熊江秀一（全国会議実行委員長／埼玉・大宮教会）

全国会議初日の全体会で挨拶する熊江実行委員長

全国会議　一日目　発題１
狭山事件を学ぶ
石川一雄・早智子さん／小野寺一規さん

部落解放全国会議 in 関東教区の１日目は、福島純雄関東教区総会議長による開会礼拝、そして斎藤成二部落解放センター運営委員長による基調報告から始まりました。福島議長はエゼキエル書から、困難にあるときこそ人間のものさしとは異なる神さまの大きなものさしで物事を測る思いの大切さを語られました。斎藤運営委員長は狭山事件の再審開始を「もう待てない！」と語り、より切実な思いで再審開始を訴えていくこと、そして部落解放の取り組みの中にも拭い難くある性差別を克服していく思いがなければ、狭山の解放もないことを訴えられました。

続いて石川一雄さんと早智子さんが登壇され、80 歳にしてますます意欲的に狭山裁判勝利に向けて力を注いでいく思いを語ってくださいました。無実を勝ち取るまで、石川さんはご両親のお墓参りをしないでいるとのことです。石川さんにそのような我慢から解放される日が本当に早く訪れますよう願います。

続いて部落解放同盟埼玉県連の小野寺一規さんから、無罪の証拠として新しく提出された万年筆のインクと脅迫状の筆跡についての鑑定結果の意義が説明されました。

素人が聞いても無実だと確信できる鑑定結果であるにもかかわらず、検察側はなかなか対応しないことに憤りを覚えます。誤りを誤りだと認められない国が平和な世界や希望ある未来を造っていけるとは思えません。未来を生きる世代のためにも、狭山差別裁判は無実を勝ち取らなければならないと思いました。

その後、前橋教会の川上盾先生のリードで歌いつつ、参加者の紹介をしながら和やかに夕食をいただきました。

岩河　宏美（埼玉・和光教会）

石川さんが集会に寄せた短歌を披露した

狭山事件の真相を訴えた小野寺さん

全国会議　一日目　発題２
歴史の表舞台に登場するマイノリティ
―部落解放運動と国際人権基準―
講師：和田　献一さん

2016 年は、マイノリティにとって重要な年である。この年には、障がい者差別解消法（2016 年 4 月施行）、ヘイトスピーチ解消法（6 月）、部落差別解消推進法（12 月）―いわゆる差別解消 3 法が続けて成立した。これらの差別・人権侵害はなかったことにされて、沈黙を強いられてきた歴史がこれまであったが、国会の多数によって確認され、法律が制定された意義は大きい。しかし、国内の人権の潮流が盛り上がって成立したのではなく、多様性を認める新しい社会＝Social Inclusion（社会的包摂）を求める国際人権の潮流に押されて成立した要因が強い。ここでは、背景にある国際人権のマイノリティの人権重視潮流を踏まえながら、国内の人権法のあり方を考えていきたい。と述べて、次のように説いていかれた。

- ◉部落の歴史の学び直し：エタ・非人と呼ばずに、長吏の歴史と生活に学ぶことで、排除する社会から、Social Inclusion・多様性を認める社会へ変わる。
- ◉部落差別と戸籍制度
- ◉個人の尊厳と国際人権の歴史
- ◉国際人権と国連人権条約委員会での審査

そして最後に、日本政府が「部落問題は人権差別撤廃条約の世系にあたる」と表明すれば、条約が機能し、部落差別を禁止し、終わらせる施策（第２条・第４条）、平等を実現するための施策および偏見と差別をなくするための人権教育を実施しなければならない（第５条）。

そして差別の被害を救済する人権委員会を設置しなければならない（第６条）ことになる。そのことが、部落解放運動が求めてきた部落解放基本法の実現に道を開くことへと繋がる。

山本　安生（茨城・鹿嶋教会）

全国会議　二日目　発題Ⅲ
「セクシャリティの尊厳と暴力～インドの性のカースト制と日本の『部落』問題から考える」**山下明子さん**
全国会議　二日目　聖書研究
「差別を再生産しない社会･教会に向かう聖書の学び方」**山口里子さん**

性差別を学ぶには「性」そのものを知らなければならないとし、生物学的性「Sex」、文化的性「Gender」、性的指向「Sexuality」このどれを含む問題なのかを整理することが重要。また他の差別との“複合差別”として起こることが多いと指摘された。インドの性カースト制について、ダリット女性へのレイプ、殺害、非処罰が日常的だがその被害を訴える方は数少ない。上層階級はそれを見て見ぬふりをする。日本の『部落』について、天皇制国家･家族主義の元にある『部落』、国家･国民に見捨てられた女性たちがいる。解決への鍵となるのが女性たちの“自立”である。自立的な連携さえあればセクシュアリティの尊厳は回復する。と締めくくられた。

「差別問題や歴史を学ぶ時に歪められた面(マイナス面)も学ぶ事が大切だ。そうでなければ何度も同じ悲劇を再生産されるからだ。皆さんは聖書にも素晴らしい面と醜い面がある。目を塞ぎたくなるような面も学ばなければ差別は再生産されるが、教会でどれだけ取り組んでいるのか。」という問から始まった聖書研究。いくつもの聖書箇所から父権制社会による男性の暴力を神の名において正当化されていると指摘。我々は積み重ねによる偏見を染み込まされているとの事だった。聖書は人間によって書かれた物であるからこそ不完全である。だからこそ目を背けずに考え続けていく学び方をすべきだとの事だった。

私は御二方のお話を聞いて「教会の中で性差別は起きていないか？」今一度問い直したい。

三村 修（新潟・佐渡教会）/原田椋記

ダリット女性の差別と抑圧を告発した

差別のない豊かな聖書の読みを提起

全国会議　二日目
夜の「全体会」報告

二日目の夕食後は、全体会が行われた。司会は、熊江秀一実行委員長（大宮教会牧師）が務めた。先ずは、二日目午前中の発題や聖書研究と午後の三つの講演を共有するために、各分科会報告を行った。

分科会 A の主題は「沖縄基地問題」、宮古島のレーダー基地情報では電磁波の影響問題を抱えている。辺野古の基地も含めて祈りつつ協力していきたい、と結んだ。

分科会 B の主題は「在日コリアンの歴史と展望」、戦後の歴史の中で在日コリアンが生み出されてきた。現憲法では選挙権も失われた。新しい歴史教科書を作る会の影響等で在日差別が広がっている。教会に仕える牧師は正しい知識と忍耐をもって牧会を行う必要がある。people の本来の意味を取り戻す必要がある。韓国と日本の交流から始める事が大事である。

分科会 C の主題は「部落解放に関する学び」、参加者全員のコメントから部落差別の学びを深め、憲法に保障される差別の無い社会を、自分の課題としていく事が大切である。

分科会 D の主題は「聖書研究（性差別）」、午前中の学びを深めて協議した。2002 年の性差別発言を確認し、課題を共有し、様々な差別の課題を共有した。各分科会の報告は、紙面の都合で総て納めることは出来ないが、活発な報告、質疑応答が多岐になされた 2 時間のセッションであった事を記録しておく。

最後は、今回の全国会議のテーマ「SAYAMA の解放－さらなる広がりへ－」（分科会も含めて）に、参加者一人一人が、今後どの様に関わっていくか、が問われる全体会となった。

栗原 清（教区部落解放推進委員長/埼玉・武蔵豊岡教会）

全体会では、在日コリアンへのヘイト行動の
現状、沖縄・宮古の反基地運動が共有された

全国会議　三日目

狭山再審要求市民集会に参加

3 日目は会場を銀座教会に移して派遣礼拝、および日比谷野音で行われる狭山中央集会への参加。「SAYAMA の解放」という今回のメインテーマと関わるプログラムである。

それぞれの宿から銀座教会に集合、派遣礼拝が始まった。共に讃美歌「勝利を望み」を歌い、三村修さんによる祈り。石川一雄さんの無罪獲得を願うと同時に、狭山事件という性暴力の犠牲者である女性を追悼する思いが込められた祈りのことばであった。性差別のことを深く学んだ今回の全国会議の中で意識させられた課題である。聖書朗読（レビ記 22 章）に続いて各教区・教派からのリレーメッセージ。さんびか、リタニーに続いて、狭山教会の大久保一秋牧師による祝祷、最後はテーマソング「よき日のために」。

三々五々に昼食を取り、午後は狭山中央集会へ。石川一雄ご夫妻のあいさつに始まり、部落解放同盟、弁護団からの報告、連帯のアピール。個人的には漫画家・石坂啓さんのアピールがよかった。発言された政治家の中には「何でこの人が？」という人もいたが、国家による冤罪を晴らしたいという思いは一つに集約されていた。集会後は有楽町～銀座をデモ行進。シュプレッヒコールとギターによる歌で、道行く人々にメッセージを届け、終着点で解散となった。

なお、今回行き違いにより、例年中央集会に先立って行われる「キリスト者前段集会」と、我々の派遣礼拝が別々の開催となってしまい、他教派やＮＣＣとの協働ができなかったことは大いなる反省点であった。

川上 盾（群馬・前橋教会）

市民集会で訴える石川一雄・早智子さん

歌いながら再審勝利を誓ったデモ行進

関東教区部落解放推進委員会委員の連絡先

委員長	栗原　清	04-2962-6191
宣教部委員長	飯塚　拓也	0297-64-3768
教師部委員長	澁谷弘祐	049-294-3444
新潟地区	三村　修	0259-57-2359
群馬地区	川上　盾	027-231-3623
栃木地区	大下　正人	090-4459-5450
埼玉地区	岩河　宏美	048-485-9913
茨城地区	山本　安生	0299-82-9169
教会婦人会連合	阿久津マキ子	028-624-1191
協力委員	丹波二三夫	
〃	後藤　龍男	0480-22-2424
部落解放センター運営委員	安田　耕一	0276-25-0905

部落解放センター活動献金をおささげください！

「部落解放センター」は、キリスト教関係者の差別事件が多発するなかで多くの信徒の祈りの中で生まれました。部落差別について考え、互いの痛みを分かちあい自らが変わろうとする人びとが共に祈り支えあう解放への取組みに、ご支援をお願いいたします。

今年度「関東教区の活動献金」目標は 35 万円です。この目標が達成されるよう祈りを合わせましょう。

大嘗祭の問題点を考える－憲法学と信仰者の視点から

稲　正樹
靖国・天皇制・憲法問題委員会　学習会要旨

2019年11月5日に大宮教会で行われた、第2回靖国・天皇制・憲法問題委員会での学習会要旨を報告します。講演をしてくださった稲正樹氏は、元国際基督教大学教授（憲法学）であり、当委員会のメンバーです。

●明治憲法と日本国憲法

明治憲法の時代、神道は国教であり、神道形式で儀式が行われることは問題がなかった。日本国憲法の時代は、国民主権の下での象徴天皇制となり、かつての代替わりに関連する儀式の法的根拠はなくなった。日本国憲法は2条で、皇位は世襲であり、「国会の議決した皇室典範の定めるところにより」継承するとする。皇室典範には、「皇位の継承があったときは、即位の礼を行う」とあるが、儀式の具体的内容は定められていない。

二つの憲法下において天皇（天皇制）は根本的に異なる。①「地位」は、明治憲法においては、「統治権の総攬者」であるのに対し、現行憲法は日本国・日本国民の統合の「象徴」。②「根拠」は、明治憲法では、天孫降臨の「神勅」であるのに対し、現行憲法では、「主権者国民の総意」。③「権能」は、明治憲法では、「天皇大権」、「祭祀大権」が認められていたのに対し、現行憲法では、形式的、儀礼的な「12の国事行為」のみで、国政についての権能は持たない。

二つの制度間の継続性について考え方が分かれる。「断絶説」は、二つは全く別物で新たな制度が造られたと考える。現行憲法の条文を出発点として、天皇の出来ること出来ないことを考えて行く。「連続説」は、かつての制度は続いており、現行憲法と明らかに違うものは出来ないと考える。現在、「象徴」としての「公的行為」が行われており、多くの国民の支持を得ている。しかし、「断絶説」に立つならば、12の国事行為以外の公的行為を拡大する必要はない。仮に認めるとしても、それはやらなければならないものではない。

●皇室典範特例法の成立

2016年8月8日、「象徴としてのお務めについての天皇陛下のおことば」が流された。日本各地への旅などの「『象徴的行為』を天皇制に不可欠なものとして行ってきたが、高齢になったので、その行為を行うことが出来なくなった。『象徴天皇の務めが常に途切れることなく、安定的に続いていくことを望む』」との内容が語られた。これを受けて、皇室典範は改正せず、特別に法律を造ることで対応した。しかし、天皇が自らの意志を国民に向かって表明し、それに基づいて、国会が全会一致で特例法を作るという手法は、象徴天皇の枠から逸脱している。また、この法律の1条「趣旨」には、「国民は、御高齢に至るまでこれらの御活動に精励されている天皇陛下を深く敬愛し」とあるが、国民が天皇に対してどういう思いを持つかは様々であり、それを条文として定めるのは異例である。

●政府の代替わり儀式の基本方針の問題点

2018年3月30日、代替わりに伴う「式典の挙行に係る基本方針」が出された。「１.憲法の趣旨に沿い、かつ、皇室の伝統等を尊重したものとすること」、「２.平成の御代替わりに伴い行われた式典は、現行憲法下において十分な検討が行われた上で挙行されたものであることから、今回の式典においても、基本的な考え方や内容は踏襲されるべきものであること」とする。しかし、憲法の趣旨と皇室の伝統の両方を尊重するのは問題がある。また、平成の代替わりの際は、時間的な切迫の中で、充分な検討が行われないまま、旧憲法下における儀式を踏襲したのであり、国民主権、政教分離の観点から再検討されるべきである。

●政府の大嘗祭実施の基本方針

上述の「基本方針」は、大嘗祭の意義として、「稲作農業を中心とした我が国の社会に古くから伝

承されてきた収穫儀礼に根差したもの」であり、「皇祖及び天神地祇に対し、安寧と五穀豊穣などを感謝されるとともに、国家・国民のために安寧と五穀豊穣などを祈念される儀式」とする。また、位置付け及び費用として、「宗教上の儀式としての性格を有すると見られることは否定することができず」、国事行為として行うことは困難とする一方、大嘗祭が「極めて重要な伝統的皇位継承儀式」であり、「皇位の世襲制をとる我が国の憲法の下においては、その儀式について国としても深い関心を持ち、その挙行を可能にする手立てを講ずることは当然」で、「大嘗祭の費用を宮廷費から支出することが相当」とする。この方針に基づき、大嘗祭には27億1900万円（皇位継承トータルでは166億円）の公費が支出された。宗教行事である大嘗祭は、天皇家の儀式として行うしかないが、「公的性格」があると強弁して、経費を宮廷費から出すことはあってはならない。

●憲法からみた「代替わり諸儀式」の基本的な問題点

①宗教行事である私的儀式も含む一連の儀式のスケジュールを政府が決定したことは問題。②明治42年制定の「登極令」は1947年5月3日、憲法の発布と共に効力が無くなったが、同年5月2日に宮内府長官官房文書課長が「依名通牒」を出した。憲法が出来て、即位、大嘗祭の根拠法令は無くなったが、今後も従前の例に従って行うということを宮内府として決めたことを述べている。これにより平成の代替わりにおいては登極令に従って行われたが「法の下克上」であり問題。③「践祚儀式」は憲法上必要無く、即位の礼だけで十分。④公務員が神道儀式を含む天皇家の私的な宗教儀式に関与しているのは、政教分離に反する。⑤「三種の神器」を受け渡すことによって位につくというのは天皇の正当性の根拠が国民の総意にあるとする憲法と矛盾する。「賢所に期日奉告の儀」で、三権の長が公人の立場で出席することなどは、政教分離違反。「即位礼正殿の儀」で高御座に天皇が出て来て、三権の長が万歳をするなどは、国民主権原則に違反。

●大嘗祭関連儀式（大嘗宮の儀）の実際

大嘗宮で行われる儀式の詳細は不明。斎田で採れた新穀をもとに醸された酒や食べ物を、天照大神に天皇自らお供えし、その後同じ神酒と御飯を天皇自らが食する儀式。学問的には、「神」と「人」が同じものを食することで神の神性を人が身に付ける「神人共食の儀式」であり、この儀式を経ることによって天皇が初めて神聖性をまとうことができるとされる。他には、天皇霊の受け継ぎという説もある。これは「人」が「神」と寝ることによって神の持つ霊力を身に付ける「神人共寝の儀式」というもの（中島三千男『天皇の「代替わり儀式」と憲法』日本機関紙出版センター、2019年）。ヨーロッパにあった王権神授説は、絶対者なる神がいて、神によって人が王となるのに対して、日本の即位礼・大嘗祭は、自分が神になる自己戴冠であり、絶対性が天皇の人格に憑りついているという信仰（戸村政博『即位礼と大嘗祭を読む』日本キリスト教団出版局、1990年）。

●キリスト者として天皇代替わりをどう受け止めるか

キリストは教会の主であり、国家の主であるということを告白することが大切。日本におけるこの時代の時の徴に目覚めて行動するキリスト者、教会でありたい。唯一の主への信仰の根幹が侵害されようとしていることに対して立ち上がるべきではないか。

私たちが主張するキリストによる救いは、個人的責任、社会的責任の全ての領域において私たちを変革して行くものであり、「行いの無い信仰は死んだもの」（ローザンヌ誓約）。

神は、いかなる国家的権威であれ宗教的権威であれ、彼らが絶対的権能、とりわけ良心と思想をほしいままに統制する権能を主張する場合はいつでも、われわれがその権威者に逆らって御自身に服従することを要求される。キリスト者は、主のゆえに国の法律を尊びつつも、立法・行政・司法における不正、良心の侵害などの弊害を矯正するために常に努力する責任がある。さらにキリスト者は、国民として、イエス・キリストの主権を奪おうとする政府や権能機関にたいしては、義務を拒否することばかりか抵抗することをも神のみことばによって求められる（日本キリスト改革派教会「教会と国家に関する信仰の宣言」より）。